

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、県税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

長野県が情報システムに関する基本を示すために定めた「長野県情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を講じている。

評価実施機関名

長野県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年10月21日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収事務
②事務の内容 ※	○地方税法(昭和25年法律第262号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税(環境性能割・種別割)、狩猟税、軽油引取税等) 2 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収入管理業務 3 滞納者情報による催告書等の送付や滞納処分を行う滞納整理業務 4 納税者の宛名情報(基本宛名、課税別宛名)の管理を行う宛名管理業務 ※納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納処分を行う。 ※詳細は「(別添1)事務の内容」を参照
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務電算システム								
②システムの機能	○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理を行う。 - 課税管理サブシステム 課税、減免等の課税管理業務を行う。 - 収入管理サブシステム 収納、還付、充当、納税証明書、督促状送付等の収入管理業務を行う。 - 滞納整理サブシステム 催告書送付や納税者単位の滞納状況、折衝記録管理及び滞納処分等の滞納整理業務を行う。 - あて名管理サブシステム 納税者のあて名情報の管理業務を行う。 ※「課税管理サブシステム」、「収入管理サブシステム」、「滞納整理サブシステム」、「あて名管理サブシステム」は税務電算システム内の業務別システムである。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☒ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td>☐ その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☒ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 ()	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☒ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 ()									

システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー(以下、「番号連携サーバー」という。)
②システムの機能	1ー(1) 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応し、符号取得の処理通番の発行依頼を行う機能。 1ー(2) 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応し、既存システムの情報照会を支援する機能。 1ー(3) 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 1ー(4) 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。 2 団体内統合宛名番号付番機能 番号連携サーバー端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。 3 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、保有する各情報を適切に管理する機能。 4 未電算業務等対応機能 番号連携サーバー運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。 5 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 6 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 (中間サーバー ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

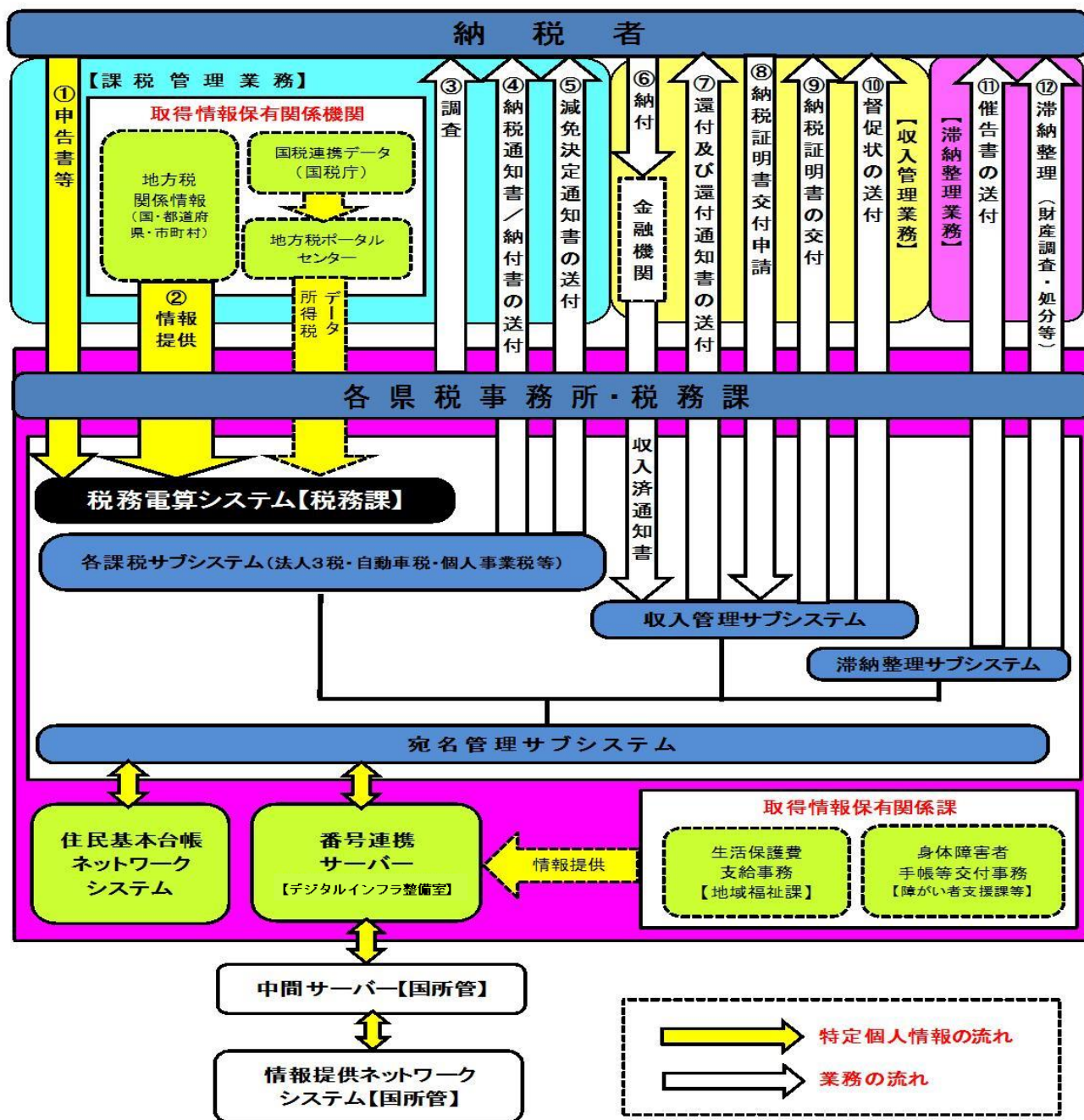
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、税務電算システム、番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供等の際は「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で固有の宛名番号を紐付け、その情報を 保管・管理するための機能。 2 情報照会側機能 他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領（照会した情報の受領）を実施するための機能。 3 情報提供側機能 他情報保有機関からの情報照会要求を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報を提供するための機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会及び情報提供の内容について連携するための機能。 5 情報提供記録管理機能 特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し管理するための機能。 6 情報提供データベース機能 情報提供データベースを更新・管理するための機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証並びにそれらに伴う鍵管理を行う機能。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☒] その他 （ 番号連携サーバー)

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分について記載)
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバー(CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された基本4情報の組合せをキーとして都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・ 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・ 国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付される。 国税連携システムの主な機能は、次のとおりである。 1 国税連携機能 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、所得税申告書等 データを受領する。 2 団体間回送機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （ 地方税ポータルセンター ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名	
税務電算システムデータベース(共通番号テーブル)ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	○県税の公平・公正な賦課、徴収事務の効率化 ・番号制度に関する税制上の措置として、税務関係書類(申告書や申請書など)の記載事項に個人番号が追加される。 ・記載された個人番号と税務電算システムで保有する本県独自のあて名番号を紐付けることにより、個人の特定や名寄せの正確性が向上し、県税の公平・公正な賦課徴収及び事務全体の効率化に資する。
②実現が期待されるメリット	○県税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ・障がい者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の項番24 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番49 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納処分を行う。

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等からの情報により、申告書等の確認を行う。
- ③ 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について調査を行う。
- ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免通知書等を送付する。
- ⑥ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの収入済通知書により確認する。
- ⑦ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付通知書を交付の上、超過額を還付する。
- ⑧ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。
- ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑪⑫ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理（財産調査・処分等）を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税務電算システムデータベース(共通番号テーブル)ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税の納税者及び課税調査対象者	
	その必要性	公平・公正な賦課、徴収を行うため、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	1 識別情報(個人番号等) 個人を正確に特定するために必要。 2 基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)および連絡先(電話番号等) 納税通知書等の送付先や、課税調査等において本人との連絡等に必要。また、個人番号の真正性を確認するために必要。 3 国税関係情報 県税の課税調査において、所得税の確定申告書等データを利用するために必要。 4 地方税関係情報(※県税を扱うファイルであることが前提のため、市町村税に関してのみ記載) 県税の賦課徴収の情報として管理するために必要。 5 障害者福祉関係情報 障がい者に対する県税の減免を決定する際の情報として管理するために必要。 6 生活保護・社会福祉関係情報 生活保護者に対する県税の減免を決定する際の情報として管理するために必要。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	長野県総務部税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (国税連携システム)	
③入手の時期・頻度	☐ 本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度 ☐ 評価実施機関内の他部署(市町村課、地域福祉課、障がい者支援課等) 個人番号の真正性、減免情報の確認をする都度 ☐ 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度 ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度 (都道府県)、県税の賦課徴収事務の調査を行う都度(市町村) ☐ その他(地方公共団体情報システム機構) 県税賦課徴収事務において必要となる都度	
④入手に係る妥当性	☐ 定期的に行う事務 ・個人事業税の定期課税を行うため、税務署(国税庁)から地方税ポータルシステムを経由して、前年分所得税確定申告書を国税連携データ(電子データ)として毎月1回、計12回入手する。 ☐ 個別に対応する事務 ・新規の申告又は届出等については、まず、本人からの紙ベースの申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請に係る負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を、市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて随時入手する。	
⑤本人への明示	県税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号法第9条(別表第一の16)に規定されているとともに、地方税法その他の地方税に関する法律及び長野県県税条例等において、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置を規定することにより、個人番号を入手することが明示される。 納税義務者からの申告書等の提出を県税事務所等の窓口で対応する場合は、本人に口頭で説明する。	
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課、徴収事務の効率化	
	変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	長野県総務部税務課、県税事務所
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 [100人以上500人未満]
⑧使用方法 ※		1 課税管理に関する事務 申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。 2 収入管理に関する事務 収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収入管理業務を行う。 3 滞納整理に関する事務 滞納者情報等から滞納整理業務を行う。 4 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。
	情報の突合 ※	○上記1の課税管理に関する事務 県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障がい者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。 ○上記1～3に係る4の宛名管理に関する事務 納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、市町村、庁内他部署及び情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	障がい者関係情報等により税の減免を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		税務電算システムの保守運用に関する業務	
①委託内容		税務電算システムの保守運用に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者	
	その妥当性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有している税務電算システムの適正な運用管理を行うため、税務システムの運用実績を有する委託先において、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (庁内LAN)	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に、長野県県報及び長野県公式ウェブサイトにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社 NTTデータ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、あらかじめ県の承諾がない場合は原則再委託してはならないことを明記しているが、再委託を行う場合は、委託先から「再委託承諾願」を提出させ、その内容、過去の実績及び他県での実績等を考慮し、再委託に支障がないと判断した場合、承諾している。	
	⑨再委託事項	税務電算システムの保守運用に関する業務の一部	
委託事項2		自動車税(環境性能割・種別割) 申告書受付等業務	
①委託内容		自動車税(環境性能割・種別割) 申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税(環境性能割・種別割)に係る納税者	
	その妥当性	自動車税(環境性能割・種別割) 申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等を委託し、自動車税(環境性能割・種別割)の公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内LAN)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に、長野県県報及び公式ウェブサイトにて公表している。
⑥委託先名		テスコ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☒ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		地方税ポータルシステム(eLTAX)の運営管理
①委託内容		地方税ポータルシステム(eLTAX)の運営
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☒ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☒ 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)
	その妥当性	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである。地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの各自治体に対して行う必要があるが、各自治体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きができるようになっている。 また、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データを国から受けている。 ※地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方共同法人「地方税共同機構」が運営している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☒ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内LAN)
⑤委託先名の確認方法		地方税共同機構 eLTAXホームページ
⑥委託先名		地方税共同機構 (地方公共団体で組織)
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☒ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	地方税共同機構の会員団体の職員等により構成された理事会で許諾されている。また、総会においても、全会員団体に報告されることにより許諾している。
	⑨再委託事項	地方税ポータルセンタ(eLTAX)の運用統制、故障対応業務、各種監視、セキュリティ管理、技術的相談等

委託事項4		国税連携システムのASPサービス提供業務
①委託内容		国税連携システムのASPサービス
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)
	その妥当性	「国税連携システム」は、地方税共同機構が運営する、地方税ポータルシステム(eLTAX)において受信した所得税の申告情報を各自治体に配信するシステムである。配信された情報は税務電算システムへの連携及び閲覧に利用可能であることから、税務事務の効率化のため平成23年より運用を開始している。ASPサービスとは、各自治体で電子申告情報及び電子納付情報を受信するために必要なサーバーの保守業務、各システムの提供及び問合せへの対応業務のことであり、地方税共同機構が認める認定委託先事業者が運用する各システムのASPサービスの提供を受けることで、それぞれの業務の安定稼働を維持している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		長野県情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、あらかじめ県の承諾がない場合は原則再委託してはならないことを明記しているが、再委託を行う場合は、委託先から「再委託承諾願」を提出させ、その内容、過去の実績及び他県での実績等を考慮し、再委託に支障がないと判断した場合、承諾している。
	⑨再委託事項	国税連携システムのASPサービスの一部

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	他の都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	個人事業税の賦課及び徴収	
③提供する情報	長野県で賦課しない所得税確定申告書等(国税連携データ)	
④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	長野県以外の都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者(他の都道府県に課税権があるもの)	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ 国税連携システム(eLTAX)→LGWAN→地方税ポータルセンタ(eLTAX) →LGWAN ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	当該データがあった場合に随時	
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		【長野県における措置】 入室許可ID、パスワード及び静脈認証により入退室管理をしているサーバー室の税務電算システム専用サーバー、国税連携システム受信サーバー内に保管する。 サーバーラックは常に施錠し、サーバー・ストレージへの接触は不可としている。 また、サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]
	その妥当性	県税の賦課徴収事務において管理している課税情報、収納情報、滞納情報については、過年度分の税額の更正や、賦課徴収等に関する訴訟、不服審査の対応等に必要な期間(※1)を経過後、速やかに消去する。 しかし、宛名情報で管理している特定個人情報については、その情報を所有してから、不要となる時期を一元的に年数等で判断することができないため、最長の20年以上を選択した。 ただし、宛名情報と紐付く課税情報等が既に消去されている場合には、速やかに消去する。 (※1) 時効の中断等、特別な場合を除くと最長7年間となる。
③消去方法		【長野県における措置】 ・特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合には、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等、復元不可能な手段を採用する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、機密文書廃棄専門業者による裁断処理を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【共通番号】

1 納税者番号 2 基本情報履歴連番 3 共通番号 4 支店番号 5 氏名名称 6 氏名名称カナ 7 通称名 8 英字名前 9 市町村コード 10 住所
11 開始年月日 12 照会年月日 13 性別 14 一括照会フラグ 15 一括照会状態 16 真正性確認年月日
17 真正性確認状態 18 共通番号入力元 19 外字情報氏名外字数 20 外字情報住所外字数 21 登録年月日 22 登録事務所コード 23 登録税目コード 24 登録事由コード 25 異動年月日 26 異動事務所コード 27 異動税目コード 28 異動事由コード 29 統合宛名番号 30 団体統合あて名フラグ 31 メモ 32 ユーザID

【納税者】

1 納税者番号 2 納税者履歴連番 3 共通番号 4 人格区分 5 法人格コード 6 法人格前後コード 7 氏名名称 8 支店営業所名 9 氏名名称カナ 10 住所コード 11 郵便番号 12 住所 13 番地 14 方書 15 カスタマバーコード 16 検索用氏名名称 17 検索用支店営業所名 18 検索用氏名名称カナ 19 名寄せ用住所 20 名寄せ用番地 21 名寄せ用方書 22 名寄せ用氏名名称 23 名寄せ用住所所在地 24 電話番号 25 携帯電話番号 26 FAX番号 27 メールアドレス 28 開始年月日 29 終了年月日 30 注意喚起区分 31 名寄せ可否区分 32 納税者メモ 33 個人情報非開示 34 本店納税者番号 35 登録年月日 36 登録事務所コード 37 登録税目コード 38 登録事由コード 39 異動年月日 40 異動事務所コード 41 異動税目コード 42 異動事由コード 43 ユーザID

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務電算システムデータベース(共通番号テーブル)ファイル ① 本人又は本人代理人からの入手 ② 地方公共団体情報システム機構からの入手 ③ 国税庁からの入手 ④ 市町村からの入手 ⑤ 国税連携システム(eLTAX)からの入手	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	① 地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。 ② 番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、地方公共団体情報システム機構に対し、機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。 ③ 国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第8号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。 ④ 市町村からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第2項に基づき、市町村より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。 ⑤ 国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ※ 他都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他都道府県に回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	① 納税者等が地方税法の規定に基づき申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ② 地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御されている。 ③ 国税庁からは、法令に定められた必要な情報しか提供されない。 ④ 市町村からは、法令に定められた必要な情報しか提供されない。 ⑤ 国税連携システムでは、法令等により定められた様式(インターフェイス)で受領することから、必要な情報以外の入手を防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	① 納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ②③④ 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁、市町村は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ⑤ 国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	① 【本人から個人番号の提供を求める場合】 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下、「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下、「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証若しくは旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 【代理人から個人番号の提供を求める場合】 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証、旅券等又はこれらの写しによる確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 ②③④⑤ 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は①と同様である。)
個人番号の真正性確認の措置の内容	① 【本人から個人番号の提供を求める場合】 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証若しくは旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 【代理人から個人番号の提供を求める場合】 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証、旅券等又はこれらの写しによる確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 ②③④⑤ 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は①と同様である。)
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	① 地方税法等に基づいて当県に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 税務電算システムでは、これらの申告書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用している。 なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ②③④ 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁、市町村に委ねられる。 ⑤ 国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	① 県税事務所等に来所する場合は、窓口で対面にて収受する。 郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、県税事務所に送付する旨を、本県ホームページにて案内する。 ② 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、本県と入手元のみをつないだ専用線を用いて行う。 ③④ 特定個人情報の入手元である国税庁及び市町村から書面で入手する場合は、施錠できるケースに入れて行い、運搬の際は、紛失しないよう細心の注意をもって行う。 ⑤ 特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	番号連携サーバーにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務電算システムには、税務に関係のない情報を保有しない。 ・住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーや国税連携システムと税務電算システムとは直接接続しない。 ・住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーや国税連携システムからは、税務事務に必要な情報のみを入手する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・県庁及び県税事務所から税務電算システムへのアクセスは、IP アドレスによるアクセス制限を行い、不正アクセスを防止する。 ・税務電算システム用の端末PCを別途設置している。また、ログインは手の平認証により行っている。 ・アクセス権限を利用者単位で付与することにより、不正アクセスの防止を実現する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザアカウントは各県税事務所で行わず、県庁税務課で一括登録する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限は所属と職務の違いで割り当て、アクセス権限毎にメニュー表示内容やデータ参照範囲が異なる。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・利用者単位の税務電算システム利用状況を履歴情報として記録し、管理する。	
その他の措置の内容	端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、パスワード付きスクリーンセーバーを設定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員の職責に応じ、業務に必要なアクセス権限のみを付与し、アクセスできる情報を制限している。 ・業務外利用の禁止や情報資産の漏えい等について、長野県情報セキュリティポリシーに基づく適正管理を周知するとともに、税務考査において管理方法等の確認を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・バックアップ処理は、実行権限を持つ者を限定する。 ・受託業者に対しては、委託契約書において特定個人情報取扱特記を明記し、県の承諾なしに複写又は複製することを禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認		外部委託業者を選定する際、次の特定個人情報適正管理体制等を確認する。 ・特定個人情報の管理的保護措置(特定個人情報取扱規定、体制等の整備等) ・特定個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・特定個人情報の技術的保護措置(アクセス制限、アクセス監視や記録等)
特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・委託契約書において、「特定個人情報取扱特記事項」を明記している。 ・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・委託業者からセキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その報告記録を残す。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱記録(アクセスログ)や電子記録媒体授受の取扱記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は長野県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供をしてはならない。 また、委託先は長野県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製又はこれらに類する行為をすることができない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に特定個人情報等を提供する際は、所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認の上、特定個人情報等の授受を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 「受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う特定個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに特定個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。」	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	「特定個人情報取扱特記事項」において、次のとおり明記している。 ① 特定個人情報の収集の制限 ② 特定個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止 ③ 特定個人情報の掲載された資料の返還又は廃棄 ④ 特定個人情報の目的外使用の禁止 ⑤ 特定個人情報の掲載された資料の複写及び複製の禁止 ⑥ 再委託の禁止 ⑦ 事故発生時における報告 ⑧ 検証及び確認のための監査・調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	一部再委託の許諾条件として、委託先と再委託先との間で個人情報保護を含む守秘義務等に関する契約書及び情報セキュリティに関する覚書を締結させている。また、その中で、再委託先からの更なる再委託に関しては禁止する旨を明記させている。	
その他の措置の内容	システムによる特定個人情報ファイルの取扱記録(アクセスログ)や電子記録媒体授受の取扱記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報（所得税申告書等データ）の提供を行う。 その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【税務電算システムの運用における措置】 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 【番号連携サーバーにおける措置】 ①番号連携サーバーは情報の入手元を、番号制度を利用する業務システムの利用者認証、事務権限を確認し、対象外のシステム、事務からは情報の入手ができないようにアクセス制限している。 ②番号連携サーバーはログイン認証、事務の認証により、情報の入手(照会)事務を適切な権限を持った利用者に制限している。 ③ 番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の提供と照会を行う。また、長野県個人情報保護条例に従い、業務以外に利用することを禁止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ① 情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。よって、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【番号連携サーバーにおける措置】 ① 番号連携サーバーは情報の入手元を、番号制度を利用する業務システムの利用者認証、事務権限を確認し、対象外のシステム、事務からは情報の入手ができないようにアクセス制限している。 ② 番号連携サーバーと番号制度を利用する業務システム及び中間サーバーの連携において通信の暗号化を実施している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	【税務電算システムの運用における措置】 入手した特定個人情報について、税務電算システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 【番号連携サーバーにおける措置】 ①番号連携サーバーは情報の入手元を、番号制度を利用する業務システムの利用者認証、事務権限を確認し、対象外のシステム、事務からは情報の入手ができないようにアクセス制限している。 ②番号連携サーバーは情報の入手(照会)に関するアクセスログを採取しており、照会結果を後から追跡可能とする。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	【番号連携サーバーにおける措置】 番号連携サーバーと番号制度を利用する業務システム、および、中間サーバーの連携において通信の暗号化を実施している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【税務電算システムにおける措置】 ①税務電算システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバー機器等ラックには耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバー機器等に係る電源には予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【税務電算システムにおける措置】 ・税務電算システムへのアクセスはIP アドレスによるアクセス制限を行い、不正アクセスを防止する。 ・税務電算システム用の端末PCを別途設置している。また、ログインは手の平認証により行っている。 ・アクセス権限を利用者単位に付与することにより、不正アクセスの防止を実現する。 ・税務電算システムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新により、最新のものを適用する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税者情報は、随時、必要に応じて本人確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間の経過した特定個人情報を、システムで確認の上、消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて、機密文書廃棄専門業者による溶解処理を行う。 ・データか紙かを問わず保管を行い、保管期間の過ぎたバックアップも消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
①サーバー、端末機器(PC)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ②廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得た上で、実施内容を記録に残している。 ③コンピュータ、外部記憶媒体(バックアップ媒体も含む)及び記憶装置を有するプリンター等の周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。 ・消磁、破碎、溶解その他の処理を行うことにより、コンピュータ、記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ・コンピュータ、記憶装置又は記憶媒体の廃棄を業者委託する場合は、消磁、破碎、溶解その他の処理を行うことを委託し、実施したことの証明書を提出させる。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	【税務電算システムの運用における措置】 ・評価書の記載内容通りの運用がなされているか、年1回、担当部署内で自己チェックを実施するとともに、税務課において県税事務所に對し、点検内容を確認する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・国税連携システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	【長野県における措置】 長野県情報セキュリティポリシーに基づき、「セルフチェックリスト」による点検を行うとともに、定期的な情報セキュリティ監査により、セキュリティポリシーが遵守されているか検証する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ① 毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ② 地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについては、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【長野県における措置】 ①職員に対して、情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する研修を行っている。 ②委託者に対しては、契約内容に情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となる。 ④情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する研修の受講完了を確認している。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL: 026-235-7060(直通) FAX: 026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	提出方法は、来庁、郵送及び電子申請サービスによる請求に限る。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 写しの交付は実費負担(用紙1枚につき10円※多色刷りは1枚につき20円、光ディスク1枚につき90円))
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	税務電算システム (以上、「個人情報ファイル簿」として公表)
公表場所	長野県行政情報センター及び地域振興局行政情報コーナー 長野県公式ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/kojinjoho/kojinjoho/
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県総務部税務課税務電算係 TEL: 026-235-7052(直通)
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	長野県ホームページにおいて、県民意見公募手続(パブリックコメント)により、意見募集を行う。
②実施日・期間	令和6年12月2日～令和6年12月31日の30日間
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月28日
②方法	長野県個人情報保護審査会による意見聴取
③結果	特定個人情報保護評価指針等に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当であると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-7-②所属長	税務課長 林 信一	税務課長 荻原 浩文	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II-3-⑤本人への明示	納税義務者からの申告等の提出を地方事務所税務課等の窓口で対応する場合は、本人に口頭で説明する。	納税義務者からの申告等の提出を県税事務所等の窓口で対応する場合は、本人に口頭で説明する。	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II-3-⑦使用部署	長野県総務部税務課、県税徴収対策室及び地方事務所税務課	長野県総務部税務課、県税徴収対策室及び県税事務所	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	III-2リスクに対する処置の内容	① 地方事務所等に来所する場合は、窓口で対面にて收受する。 郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、地方事務所に送付する旨を、本県ホームページにて案内する。	① 県税事務所等に来所する場合は、窓口で対面にて收受する。 郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、県税事務所に送付する旨を、本県ホームページにて案内する。	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	III-3特定個人情報の利用	・県庁及び地方事務所から税務電算システムへのアクセスは、IP アドレスによるアクセス制限を行い、不正アクセスを防止する。 ・ユーザアカウントは各地方事務所で行わず、県庁税務課で一括登録する。	・県庁及び県税事務所から税務電算システムへのアクセスは、IP アドレスによるアクセス制限を行い、不正アクセスを防止する。 ・ユーザアカウントは各県税事務所で行わず、県庁税務課で一括登録する。	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	V-①請求先	上記の他、県内10箇所の地方事務所行政情報コーナー	上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	V-④公表場所	長野県行政情報センター及び地方事務所行政情報コーナー	長野県行政情報センター及び地域振興局行政情報コーナー	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(別添)事務内容	各地方事務所	各県税事務所	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I-2-②システムの機能	なお、特定個人情報ファイルは、平成29年7月に稼働予定の新システムで情報連携を開始する予定であり、現行システムでは、個人番号の保管のみ行う。	(削除)	事後	新システムを導入したため。
平成30年4月1日	I-7-②所属長	荻原 浩文	丸山 信秀	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II-4委託の有無※	4件	3件	事後	委託事項が前年度より減ったため。
平成30年4月1日	II-4委託事項1	税務電算システムの再構築に関する業務	削除	事後	再構築が終了したため。
平成30年4月1日	II-4委託事項2⑤ 委託先の確認方法	委託先が決定した際には、長野県県報及び長野県公式ウェブサイトにて公表する。	委託先が決定した際に、長野県県報及び公式ウェブサイトにて公表している。	事後	委託先が決定したため。
平成30年4月1日	II-4委託事項2⑥ 委託先名	未定(一般競争入札により決定する)	株式会社テスコ	事後	委託先が決定したため。
平成30年4月1日	II-4委託事項2⑧ 再委託の許諾方法	契約書において、あらかじめ県の承諾がない場合は原則再委託してはならないことを明記する。 再委託を行う場合は、委託先から「再委託承諾願」を提出させ、その内容、過去の実績及び他県での実績等を考慮し、再委託に支障がないと判断した場合、承諾する。	契約書において、あらかじめ県の承諾がない場合は原則再委託してはならないことを明記しているが、再委託を行う場合は、委託先から「再委託承諾願」を提出させ、その内容、過去の実績及び他県での実績等を考慮し、再委託に支障がないと判断した場合、承諾している。	事後	委託先が決定したため。
平成30年4月1日	III-3ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ログインアカウント(ユーザアカウント)は、クライアント(端末PC)のログインアカウントとは別に設定する。	・税務電算システム用の端末PCを別途設置している。また、ログインは手の平認証により行っている。	事後	新システムの稼働により、より詳細な内容を記載したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅲ-7-⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・ログインアカウント(ユーザアカウント)は、クライアント(端末PC)のログインアカウントとは別に設定する。	・税務電算システム用の端末PCを別途設置している。また、ログインは手の平認証により行っている。	事後	新システムの稼働により、より詳細な内容を記載したもの。
平成31年4月1日	I-2-システム5-②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	事後	法人の名称変更
平成31年4月1日	I-2-システム5-②システムの機能	国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。	国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。	事後	法人の名称変更
平成31年4月1日	I-7-②所属長	丸山 信秀	税務課長	事後	記載内容の見直し
平成31年4月1日	Ⅱ-4-委託事項3-②その妥当性	※地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営している。	※地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方共同法人「地方税共同機構」が運営している。	事後	法人の名称変更
平成31年4月1日	Ⅱ-4-委託事項3-⑤委託先名の確認方法	一般社団法人地方税電子化協議会 eLTAX ホームページ	地方税共同機構 eLTAXホームページ	事後	法人の名称変更
平成31年4月1日	Ⅱ-4-委託事項3-⑥委託先名	一般社団法人地方税電子化協議会(地方公共団体で組織)	地方税共同機構	事後	法人の名称変更
平成31年4月1日	Ⅱ-4-委託事項3-⑧再委託の許諾方法	一般社団法人地方税電子化協議会の会員団体の職員等で構成された理事会で許諾されている。	地方税共同機構の会員団体の職員等で構成された理事会で許諾されている。	事後	法人の名称変更
平成31年4月1日	Ⅱ-4-委託事項4-②その妥当性	「国税連携システム」は、一般社団法人地方税電子化協議会(以下「地電協」という。)が運営する、	「国税連携システム」は、地方税共同機構が運営する、	事後	法人の名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ-4-委託事項4-②その妥当性	地電協が認める認定委託先事業者が運用する	地方税共同機構が認める認定委託先事業者が運用する	事後	法人の名称変更
平成31年4月1日	Ⅳ-1-②具体的な内容	①毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。 ②一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンター(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。	①毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ②地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンター(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。	事後	法人の名称変更
平成31年4月1日	Ⅳ-2-従事者に対する教育・啓発-具体的な方法	・担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	・担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	事後	法人の名称変更
令和2年4月7日	Ⅲ-3-リスク4-リスクに対する措置の内容	・受託業者に対しては、委託契約書において個人情報取扱特記を明記し、県の承諾なしに複写又は複製することを禁止している。	・受託業者に対しては、委託契約書において特定個人情報取扱特記を明記し、県の承諾なしに複写又は複製することを禁止している。	事後	字句の変更
令和2年4月7日	Ⅲ-4-情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、次の個人情報適正管理体制等を確認する。 ・個人情報の管理的保護措置(個人情報取扱規定、体制等の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制限、アクセス監視や記録等)	外部委託業者を選定する際、次の特定個人情報適正管理体制等を確認する。 ・特定個人情報の管理的保護措置(特定個人情報取扱規定、体制等の整備等) ・特定個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・特定個人情報の技術的保護措置(アクセス制限、アクセス監視や記録等)	事後	字句の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月7日	Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法	・委託契約書において、「個人情報取扱特記事項」を明記している。 ・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	・委託契約書において、「特定個人情報取扱特記事項」を明記している。 ・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	事後	字句の変更
令和2年4月7日	Ⅲ-4-特定個人情報の消去ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 「受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。」	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 「受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う特定個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに特定個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。」	事後	字句の変更
令和2年4月7日	Ⅲ-4-委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定-規定の内容	「個人情報取扱特記事項」において、次のとおり明記している。 ① 個人情報の収集の制限 ② 個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止 ③ 個人情報の掲載された資料の返還又は廃棄 ④ 個人情報の目的外使用の禁止 ⑤ 個人情報の掲載された資料の複写及び複製の禁止 ⑥ 再委託の禁止 ⑦ 事故発生時における報告	「特定個人情報取扱特記事項」において、次のとおり明記している。 ① 特定個人情報の収集の制限 ② 特定個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止 ③ 特定個人情報の掲載された資料の返還又は廃棄 ④ 特定個人情報の目的外使用の禁止 ⑤ 特定個人情報の掲載された資料の複写及び複製の禁止 ⑥ 再委託の禁止 ⑦ 事故発生時における報告 ⑧ 検証及び確認のための監査・調査の実施	事後	字句の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月7日	Ⅲ-5-リスク1-特定個人情報の提供・移転に関するルール -ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システムで提供する特定個人情報 ^が 漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。	国税連携システムで提供する特定個人情報 ^が 漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。	事後	字句の変更
令和2年4月7日	Ⅲ-6-リスク3-リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	字句の変更
令和2年4月7日	Ⅳ-2-従事者に対する教育・啓発-具体的な方法	【長野県における措置】 ①職員に対して、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を行っている。 ②委託者に対しては、契約内容に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。	【長野県における措置】 ①職員に対して、情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する研修を行っている。 ②委託者に対しては、契約内容に情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。 ④情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する研修の受講完了を確認している。	事後	字句の変更
令和2年4月7日	Ⅱ-4-委託の有無	3件	4件	事後	数字誤記の修正
令和2年4月7日	Ⅱ-4-委託事項2	自動車取得税・自動車税申告書受付等業務	自動車税（環境性能割・種別割）申告書受付等業務	事後	地方税法の改正に伴う税目の名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月7日	Ⅱ-4-委託事項2-①委託内容	自動車取得税・自動車税申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等	自動車税(環境性能割・種別割)申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等	事後	地方税法の改正に伴う税目の名称変更
令和2年4月7日	Ⅱ-4-委託事項2-②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	自動車取得税及び自動車税に係る納税者	自動車税(環境性能割・種別割)に係る納税者	事後	地方税法の改正に伴う税目の名称変更
令和2年4月7日	Ⅱ-4-委託事項2-②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	自動車税申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等を委託し、自動車取得税及び自動車税の公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	自動車税(環境性能割・種別割)申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等を委託し、自動車税(環境性能割・種別割)の公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	事後	地方税法の改正に伴う税目の名称変更
令和2年4月7日	Ⅱ-4-委託事項2-再委託-⑨再委託事項	自動車取得税・自動車税申告書受付等業務の一部	自動車税(環境性能割・種別割)申告書受付等業務の一部	事後	地方税法の改正に伴う税目の名称変更
令和3年9月1日	Ⅰ-6-②法令上の根拠	○番号法第19条第7号	○番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレの修正
令和3年9月1日	Ⅱ-5-①法令上の根拠	○番号法第19条第8号	○番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う号ズレの修正
令和5年7月1日	Ⅱ-4-委託事項1-⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	事後	委託先の名称変更
令和5年7月1日	Ⅱ-4-委託事項4-⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	事後	委託先の名称変更
令和6年9月25日	Ⅰ-4-②実現が期待されるメリット	障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。	障がい者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。	事後	字句の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I-5個人番号の利用-法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の項番16 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の項番24 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法改正に伴う別表の修正
令和6年9月25日	I-6-②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二の項番28 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番49 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条	事後	番号法改正に伴う別表の修正
令和6年9月25日	II-3-⑦使用の主体-使用部署	長野県総務部税務課、県税徴収対策室及び県税事務所	長野県総務部税務課、県税事務所	事後	組織の名称変更に伴う記載の削除であるため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	II-3特定個人情報の入手・使用-⑤本人への明示	県税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号法第9条(別表第一の16)に規定されているとともに、地方税法その他の地方税に関する法律及び長野県県税条例等において、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置を規定することにより、個人番号を入手することが明示される。 納税義務者からの申告書等の提出を県税事務所等の窓口で対応する場合は、本人に口頭で説明する。	県税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号法第9条(別表の16)に規定されているとともに、地方税法その他の地方税に関する法律及び長野県県税条例等において、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置を規定することにより、個人番号を入手することが明示される。 納税義務者からの申告書等の提出を県税事務所等の窓口で対応する場合は、本人に口頭で説明する。	事後	番号法改正に伴う別表の修正
令和6年9月25日	II-3-⑧使用方法-情報の突合	○上記1の課税管理に関する事務 県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	○上記1の課税管理に関する事務 県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障がい者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	事後	字句の変更
令和6年9月25日	II-3-⑧使用方法-権利利益に影響を与え得る決定	障害者関係情報等により税の減免を行う。	障がい者関係情報等により税の減免を行う。	事後	字句の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅲ-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1: 目的外の入手が行われるリスク- リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法改正に伴う別表の修正
令和7年2月14日	V-1-②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用中止請求を受け付ける。 提出方法は、来庁、郵送及びファクシミリに限る。	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 提出方法は、来庁、郵送及び電子申請サービスによる請求に限る。	事後	実態に合わせた修正のため、重要な変更には該当しない。
令和7年2月14日	V-1-③手数料等	有料	無料 手数料額・納付方法(手数料額: 写しの交付は実費負担(用紙1枚につき10円※多色刷りは1枚につき20円、光ディスク1枚につき90円) 納付方法: 来庁の場合は現金、郵送の場合は現金書留等により送金)	事後	実態に合わせた修正のため、重要な変更には該当しない。
令和7年2月14日	V-1-④個人情報ファイル簿の公表-個人情報ファイル名	個人事業税課税事務、不動産取得税課税事務、県たばこ税課税事務、自動車税(環境性能割・種別割)課税事務、鉱区税課税事務、自動車取得税課税事務、軽油引取税課税事務、狩猟税課税事務、県税徴収事務、県税収納事務、県税口座振替収納事務、県税予納金収納事務、県税過誤納金等還付事務、納税証明書発行事務、税理士登録事務 (以上、「個人情報取扱事務登録簿」として公表)	税務電算システム (以上、「個人情報ファイル簿」として公表)	事後	現行仕様に合わせた修正のため、重要な変更には該当しない。